

年末年始のバス運行日程

	市営バス ○早池峰バス(株) 江刺営業所 (☎8520)	Zバス ○早池峰バス(株) 江刺営業所 (☎8520)	前沢バス (ハートバス) ○市社会福祉協議会 前沢支所(☎2148、有線3968)	衣川コミュニティバス ○(有)衣川タクシー (☎3011)、 早池峰バス(株) 江刺営業所 (☎8520)	水沢街なか循環バス ○岩手県交通(株) 胆江営業所 (☎2185)	
12月29日(月)	通常ダイヤ	通常ダイヤ	運休	通常ダイヤ	通常ダイヤ	
30日(火)	通常ダイヤ	通常ダイヤ		通常ダイヤ	通常ダイヤ	
31日(水)	回廊ダイヤ	運休		運休	運休	運休
1月1日(祝)	運休					
2日(金)	回廊ダイヤ	運休	運休	運休	運休	
3日(土)						
4日(日)	通常ダイヤ	通常ダイヤ	運休	運休	運休	



ひ孫の莉奈さんから花束を受け取り嬉しそうな深一さん

市は、11月に満百歳を迎えた3人に記念品を贈り、長寿を祝いました。
吉田深一さん(水沢区黒石町字正法寺)は同区に生まれ、30歳でスズエさんと結婚。1男1女をもうけ、孫4人、ひ孫7人に恵まれました。14歳から水沢のしょうゆ店に奉公し、徴兵により茨城県の軍事工場に勤務。戦後は地元の黒石へ戻り、森林組合で林業に精を出しました。
現在も身の回りのことは一人でこなし、90歳ぐらいまではバイクで出かけていたとい

う元気いっぱい深いさん。お祝いに駆け付けた家族や親戚に「お祝いしてくれてありがとう」と笑顔を見せました。及川ヨシさん(江刺区玉里字下樋茂井野)は同区に生まれ、21歳で故・慶助さんと結婚。3男3女をもうけ、孫11人、ひ孫8人に恵まれました。稲作や牛の飼育、たばこの栽培などに精を出したほか、静岡や熱海まで出稼ぎに行くなど、とても働き者だったそうです。
長寿の秘訣は日に3食しっかり食べることで、漬け物と



伊藤義明江刺総合支所長から記念品を受け取るヨシさん

炭酸飲料が大好きだというヨシさん。オロナミンCを毎日欠かさず1本飲むのが楽しみとのこと。記念品を受け取ると、感激した様子で涙を浮かべていました。
佐藤トミさん(江刺区伊手荒谷)は同区に生まれ、18歳で故・肇さんと結婚。2男3女をもうけ、孫7人、ひ孫6人に恵まれました。夫と共に呉服屋を営み、東京の日本橋まで仕入れに行ったことが一番の思い出だそうです。
昨年まで日記を付け、新聞を音読するのが日課だったというトミさん。記念品を受け取ると「ありがとうございます。市長さんによるしくお伝えください」と張りのある声でお礼を述べました。



記念品と家族からの花束に笑顔のトミさん

旧土地開発公社土地の処分活用状況(26年度上半期)

土地開発公社の解散により取得した土地の処分状況や、公社解散のために借り入れた「第三セクター等改革推進債(三セク債)」の状況などをお知らせします。

■問い合わせ 本庁財産運用課 販売推進係(内線127)

処分・予算の執行状況

住宅用分譲地は目標30件に対して15件(1億45万円)、分譲地以外では水沢区中町の土地を6,347万円で売却しました。

一方、土地販売のための経費、土地の維持管理経費のほか、三セク債を繰り上げて返済するために、売却収入の積み立て(減債基金)などで1億3,383万円を支出しました。また、これとは別に、利息を含めて三セク債を2億2,775万円返済しました。

旧土地開発公社の土地は、売却したほか、市の公共施設用地としたり有償で貸し付けたりしていますので、残りは474筆、45万9051㎡です。

三セク債、減債基金の状況

これまでの減債基金の積み立て累計額は、9億8,416万円になりました。この一部を、本年度中に三セク債の繰り上げ償還に充てる予定です。将来の財政負担を軽減するため、今後も土地の売却を着実に進めていきます。

■予算執行状況(9月30日現在)

	項目	執行額(千円)	
歳入	土地貸付収入	12,283	
	土地売却収入	分譲地	100,450
		その他土地	63,470
	減債基金利子	666	
	合計	176,869	
歳出	維持管理費、広告料など	3,589	
	減債基金積立金	130,246	
	三セク債償還	227,757	
	合計	361,592	

■3セク債減債基金の積み立て状況

区分	前年度まで	26年度	累計(千円)
積立額	840,222	143,000	983,222
利息額	278	666	944
合計	840,500	143,666	984,166

■3セク債借入残高(単位:千円)

区分	当初起債額	償還済額	残高
元金	8,660,000	866,000	7,794,000

1月から高額療養費制度が変わります

70歳未満の市国民健康保険加入者の高額療養費制度における自己負担限度額は、現在3区分ですが、27年1月診療分から次のとおり5区分に変わります。それ以外の健康保険に加入している人は、区分や金額が異なりますので勤務先または健康保険組合にお問い合わせください。

■市国民健康保険の自己負担限度額(新区分)

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書所得が901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 多数該当の場合140,100円
イ	旧ただし書所得が600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 多数該当の場合93,000円
ウ	旧ただし書所得が210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数該当の場合44,400円
エ	旧ただし書所得が210万円以下	57,600円 多数該当の場合44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円 多数該当の場合24,600円

※食事代や保険外分は自己負担限度額に含まれません

旧ただし書所得…総所得金額から住民税基礎控除額(33万円)を控除した額
多数該当…過去12カ月の間に3回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額

■問い合わせ・申請先 本庁健康増進課 国保係(内線243)、各総合支所国保担当課

70歳未満で 限度額適用認定証を お使いの人へ

現在お使いの認定証は、有効期限が26年12月31日までとなっています。27年1月以降も認定証を使う場合は、必ず1月中旬に申請してください。長期の入院などで窓口へ来られない場合は、事前にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 住民税非課税世帯で入院が90日を超える場合は、入院期間が分かるもの(領収書、請求書など)